

決定年月日	平成25年11月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（ネ）第10001号		
発明の名称を「使い捨て紙おむつ」とする特許権（特許第4198313号）に基づく損害賠償請求につき，被控訴人が製造・販売する紙おむつは同特許発明の技術的範囲に属しないとして，控訴人らの請求を棄却した原判決を是認した事案。			

（関連条文）特許法70条

- 1 本件は，控訴人らが，被控訴人の製造・販売する紙おむつが本件特許権を侵害すると主張して，被控訴人に対し，不法行為に基づき，損害賠償を請求した事案である。被控訴人は，各被控訴人製品は本件各特許発明の技術的範囲に属さず，また，本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであると主張して争った。
- 2 原判決（東京地方裁判所平成22年（ワ）第40006号・平成24年11月30日判決）は，各被控訴人製品は，本件各特許発明の構成要件を充足しないとして，控訴人らの請求を棄却した。控訴人らは，本件控訴を提起し，控訴審において均等侵害の主張を追加した。被控訴人は，均等論の第1，第4及び第5要件を充足しないとして均等侵害の成立を争った。
- 3 本判決は，以下のとおり，各被控訴人製品は，本件各特許発明の構成要件Cを充足せず，また，均等論の第5要件を充足しないとして，各被控訴人製品は本件各特許発明の技術的範囲に属しないと判断した。

本件発明1の構成要件C「前記腰下部の前記伸縮部材は，前記腰下部の中央部を除く左右脇部に配置され」における「腰下部の中央部」とは，製品の中央線を含む，側部を除く周方向の中間領域を意味するものと認められる。「腰下部の中央部」は，吸収コアの位置する中央部のみに限定されとする控訴人らの主張を採用することはできない。各被控訴人製品は，フィットギャザー(221-2)が腰下部の左右脇部に配置されているものの，フィットギャザー(221-1)は，腰下部においてその周方向に連続して配置されていて，腰下部の左右脇部のみならずその中央部にも配置されているから，各被控訴人製品は構成要件Cを充足しない。

本件発明1については，本件補正により構成要件Cが加えられた。本件補正前の請求項1には，腰下部伸縮部材が吸収主体10を横断して周方向に連続して配置固定する実施形態と，腰下部伸縮部材が吸収コア13が位置する中央部には存在せず，製品の左右脇部においてのみ配置固定される実施形態が選択的に存在し，いずれも請求項1に包含されていたが，本件補正後の請求項1においては，このうち，前者の形態が減縮により除外され，後者の形態が減縮後も残ったことが認められる。以上によれば，本件補正を客観的・外形的に見れば，控訴人らにおいて，腰下部における伸縮部材の配置について，構成要件Cの

「前記腰下部の前記伸縮部材は、前記腰下部の中央部を除く左右脇部に配置され」との実施形態が包含されるものに減縮し、従前の請求項 1 に記載されていた、これと異なる実施形態、すなわち、腰下部伸縮部材の一部が吸収主体 10 を横断して周方向に連続して配置固定され、その余の腰下部伸縮部材が製品の左右脇部において配置固定されるという実施態様を本件発明 1 の技術的範囲から意識的に除外したものと認められる。そして、各被控訴人製品は、腰下部伸縮部材に当たるフィットギャザー 221 の一部（221-1）が吸収主体 10 を横断して周方向に連続して配置固定され、その余のフィットギャザー 221-2 が中央部を除く左右脇部において配置固定されるというものであるから、各被控訴人製品は、本件補正により請求項 1 から意識的に除外されたものに包含される。したがって、各被控訴人製品については、均等論を主張し得ない特段の事情が存在する。